

令和6年度
『杉並区外部評価委員会』
報告書

令和7年3月



杉並区

目 次

はじめに.....	1
第 1 章 外部評価の概要	
1 施策評価・事務事業評価	2
2 財団等経営評価	4
第 2 章 外部評価結果	
1 外部評価対象施策等	5
2 外部評価結果及び所管の対処方針	6
○施策評価	6
○財団等経営評価	28
第 3 章 まとめ	
1 令和 6 年度評価を終えて	30
（1）令和 6 年度の外部評価について	30
（2）行政評価制度について	31
2 各委員の主な意見	32
資料編	
資料 1 外部評価委員会 委員名簿	35
資料 2 令和 6 年度外部評価委員会の開催実績	36
資料 3 杉並区外部評価委員会条例	37

はじめに

杉並区外部評価委員会は、杉並区による行政評価を第三者の立場から再評価し、客観性を高めることなどを使命として平成14年9月に発足し、今年度で23回目を数えます。

区は、基本構想の実現に向けた具体的な道筋である9か年の計画「総合計画」及び財政上の裏付けを持つ3か年の計画「実行計画」に基づき、各施策の目標達成に向けた具体的な取組を進めています。

区を取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化、気候危機の深刻化や生成AIをはじめとするテクノロジーの進化、食品・エネルギー等の物価高など、激しく変化を続けています。

こうした大きな変化の中で、より効果的かつ効率的な区政運営を行うためには、不断に事務事業を見直し、予算や人材などの資源の有効活用を図ることが不可欠です。

その実現のためには、行政評価及び外部評価の取組は大きな役割を果たすものと考えます。また、行政評価及び外部評価は、区による区民への説明責任を果たすとともに、区政の透明性の確保に資する取組です。これらの評価結果を区民の皆様には是非ともご覧いただき、区政への関心を高め、区政参加の一助にさせていただけるようお願いしております。

最後に、外部評価の対象となった所管課の皆様には、お忙しい中、ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。当委員会の活動が区政の改善と発展に大いに役立つものとなることを期待します。

令和7年3月
杉並区外部評価委員会委員一同

第1章 外部評価の概要

外部評価は、区が実施した施策評価、事務事業評価及び財団等の経営評価について、杉並区外部評価委員会(以下「当委員会」)が第三者の視点から再評価を行うものです。

1 施策評価・事務事業評価

(1) 外部評価の対象

当委員会では、区が令和5年度の取組に対し自己評価した29施策の中から6施策を外部評価の対象としました。(5ページ参照)

(2) 外部評価の進め方

外部評価をする際は、選定した施策評価表と、この施策を構成する事務事業の評価表の自己評価を確認するとともに、関連資料にも目を通すなど必要な調査を行いました。さらに、所管課に対するヒアリングを通じた意見交換や現地視察による現状把握を行いました。

〈評価対象数〉

	施策評価	事務事業評価
区の評価対象数	29施策	612事務事業 〔施策を構成する事務事業 399事業〕 〔施策を構成しない事務事業 213事業〕
外部評価対象数	6施策	施策を構成する事務事業 44事業

(3) 外部評価の視点

外部評価では、目標値の達成度、指標の適切性、費用対効果や効率性、区民サービスの向上などに対する評価の視点や課題認識が適切かといった観点から評価を行いました。また、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

なお、施策評価における「今後の施策の方向」については、施策目標達成に向けた中長期（概ね3年～5年程度）の視点に立って自己評価を行うこととなっています。また、「成果指標」については性質別に分類を行い、その中から施策や事務事業の目的に応じて最適な指標を設定することとなっています。

「今後の施策の方向」の各項目の定義及び「成果指標」の分類は以下のとおりです。

「今後の施策の方向」の項目別定義

項 目	定 義
拡 充	コストを増やし、成果をさらに上げる
サービス増	コスト維持のまま、効率化や手法の転換等により成果を向上させる
現状維持	コスト・成果とも現状を維持する
効率化	コストを削減する一方で、効率化や手法の転換により成果を維持する
縮小・統廃合	コストを削減して、成果も縮小する（サービスの縮小または他施策に統合）

「成果指標」の分類

分 類
① 行政サービス成果指標 区の取組と成果の因果関係が比較的明確な指標（例：保育所入所待機児童数）
② 社会成果（課題）指標 区の取組と成果の因果関係が必ずしも明確でない指標（例：合計特殊出生率）
③ 区民満足度指標（利用者満足度・区民満足度） 成果を区民の視点で捉えた指標。主観的な指標（例：保育所利用者の満足度）

2 財団等経営評価

(1) 外部評価の対象

区は、財政的な支援などを行っている6団体に対する経営評価を行いました（令和6年5月～9月）。当委員会では、その中から、公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団の1団体を外部評価の対象としました。

(2) 外部評価の進め方

外部評価の際は、財団等経営評価表（財務状況の概要、事業分析等）を確認するとともに、団体や所管課に対するヒアリングを通じた意見交換を行いました。

(3) 外部評価の視点

外部評価では、団体や所管課が実施した経営評価などをもとに、それぞれの事業目的の達成に向けて効率的かつ計画的な取組がなされているか、成果は上がっているかなどを総合的に評価するとともに、評価表の記載などについても、分かりやすい内容となっているか、分析結果を目標達成に向けた改善や見直しにつなげているかなどといった点から評価を行いました。

(参考) 財団等経営評価に対する外部評価

財団等経営評価実施団体	外部評価実施年度				
	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団					○
公益財団法人杉並区スポーツ振興財団	○				
社会福祉法人杉並区社会福祉協議会					
公益社団法人杉並区シルバー人材センター			○		
特定非営利活動法人すぎなみ環境ネットワーク				○	
一般財団法人杉並区交流協会		○			

第2章 外部評価結果

1 外部評価対象施策等

(1) 施策(6施策)

目標	施策名	頁
多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち	施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備	6
気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち	施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進	9
気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち	施策10 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現	13
「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち	施策13 地域医療体制の充実	17
すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち	施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備	21
共に認め合い、みんなでつくる学びのまち	施策28 次世代への歴史・文化の継承	25

※施策を構成する事務事業についても評価を行いました。

(2) 財団等経営評価(1団体)

団体	頁
公益財団法人杉並区障害者雇用支援事業団	28

2 外部評価結果及び所管の対処方針

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和5年度 事業費（決算額）
343	まちづくり施策の総合的な推進	4,255
345	都市計画道路公園緑地の案内調整	33
348	鉄道連続立体交差化の推進	119,882
387	道路台帳の整備	190,840
388	私道整備助成	146,452
391	道路の路面改良	883,969
392	魅力ある歩行者優先の道づくり	117,938
393	都市計画道路の整備	974,488

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

<施策評価>

目標2 多様な魅力と交流が生まれ、にぎわいのある快適なまち

施策5 人々の暮らしを支える都市基盤の整備

施策目標 (令和12年度の姿)	○鉄道の連続立体交差化や各地域の実情や特性を踏まえた駅周辺道路・広場の整備が行われることにより、踏切による交通渋滞・事故や地域分断の解消、及び円滑な交通ネットワークの形成が進んでいます。 ○都市計画道路や生活道路の整備が着実に進むことによって、まちの防災性や安全性が高まり、移動しやすいまちになっています。 ○都市基盤整備の基礎となる区内の土地や建物などの情報が着実に整備され、都市基盤の整備や大規模災害への備えが進んでいます。
---------------------------	---

		令和5年度目標	令和5年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	身近な道路が安全で快適だと思う区民の割合	78.0%	78.0%	80.0%
	都市計画道路(区道)完成延長	7,022m	7,022m	8,178m

【所管による自己評価】

施策の成果		事業着手している西荻窪の補助第132号線と高円寺の補助第221号線においては、地域住民の合意形成を図るため、まちづくりの中で道路整備を考える区民と区長の対話集会を開催してきました。また、関係権利者との丁寧な折衝を進めてきた結果、面積ベースでの用地取得状況は、補助第132号線が23.5%、補助第221号線は4.1%となっています。 西武新宿線(井荻駅～西武柳沢駅間)連続立体交差事業及び、上井草駅北口広場等事業について、令和6年3月に事業認可を取得しました。京王線では、関係自治体等と連携し、連続立体交差事業及び関連事業を推進しつつ沿線まちづくり活動団体の支援を行いました。さらに、下高井戸駅周辺では、地区計画の策定に向け、世田谷区とともに住民参加の「街づくり懇談会」を3回実施しました。 区の目指すべき将来都市像を描いた「杉並区まちづくり基本方針」で掲げる、区民主体のまちづくりの実現を図るため、綿密に区民との対話や情報提供を行いました。 都市基盤の整備は、区民の生活に大きな影響を及ぼす可能性があることから、各事業の推進にあたり、従前にも増して区民等への丁寧な説明と十分な意見交換を行いながら進めました。
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向	☐ 拡充 ☐ サービス増 ☒ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
	今後の進め方	施策目標で掲げる交通渋滞や地域分断の解消、円滑な交通ネットワークの形成、まちの防災性や安全性を高めるため、鉄道連続立体交差化による駅周辺道路や広場の整備、災害に強い都市の骨格を形成する都市基盤となる都市計画道路などの整備を推進します。さらに、区民が身近に利用する生活道路や私道についても、計画的に整備を進めることにより安全な通行を図る取組を進めていきます。 また、公共物である道路の適正な管理や災害時における迅速な復旧・復興を図るため、地籍調査を含む道路台帳の整備を進めるとともに、地籍調査で必要となる復元測量等については、計画的に事業を実行できるよう実施区域面積の配分調整を行い令和14年度の全域完了を目指します。 今後も、区の目指すべきまちの将来像を描いた「杉並区まちづくり基本方針」で掲げる区民主体のまちづくりを実現するため、地域住民に対する十分な情報提供や丁寧な説明、住民との活発な対話を行いながら個別の事業を推進し、杉並区の地域性を重視した住みよい住宅都市としての価値を高めていきます。

【外部評価】

施策内容への評価	都市計画の推進という政策の性質上、各事業と施策の整合性がとれないのは致し方なく、バーチャルな施策を一部の事業ベース指標もしくは意識調査で表する姿勢も理解はできます。それを機に、現実的に施策体系の論理的構築になじまない政策分野に関しては画一的な評価の厳守ではなく、柔軟性のある取組が求められると考えます。
今後の施策の方向 (中長期)	☐ 拡充 ☐ サービス増 ☒ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	目標管理型の評価にはなじまない政策分野のため、活動指標と成果指標の論理性、または両者の定義に関してかなりのばらつきが生じています。しかし、これは制度設計の問題です。
施策を構成する事務 事業についての意見	事業の進捗度合いについては知る限り、すべてにおいて概ね順調に推移していると思われます。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	①「施策内容への評価」及び②「評価表の記入方法などの評価」について ○都市基盤の整備には多大な時間を要し、日々の進捗が目立たないことから、その成果を表しがたい面があります。一方で、都市基盤の整備は地域に重大な影響を及ぼすことから、活動指標にとらわれず柔軟性のある取組として、早期段階からの住民参画を図るとともに、情報の共有と対話を進め、区、区民、事業者の協働によるまちづくりを進めます。 ○事務事業「都市計画道路の整備」については、これまで「活動指標(2)」を「都市計画道路(区施行)完成延長(累計)」の実績値としていましたが、これを「区内の都市計画道路計画延長」とすることで、「活動指標」を区内都市計画道路の計画延長、「成果指標」をその計画延長に対する整備の実績に統一し、より分かりやすい評価に努めます。 ③「施策を構成する事務事業の意見」について ○今後も、区の目指すべきまちの将来像を描いた「杉並区まちづくり基本方針」で掲げる区民主体のまちづくりを実現するため、地域住民に対する十分な情報提供や丁寧な説明、住民との活発な対話を行いながら個別の事業を推進し、区内の地域性を重視した住みよい住宅都市としての価値を高めていきます。
------	--

施策 9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和5年度 事業費（決算額）
0 2 1	区役所本庁舎等維持管理	791, 264
0 2 2	庁有車の管理	139, 159
4 2 3	杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進	179, 390
4 2 4	環境配慮行動の推進	2, 695
4 3 1	自然環境の保全	7, 154
4 4 1	環境活動推進センター等の事業運営	88, 397

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

<施策評価>

目標3 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策9 質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進

施策目標 (令和12年度の姿)	○気候危機に立ち向かうための行動が浸透し、区民一人ひとりの行動を通じて、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた、温室効果ガスの削減が着実に進んでいます。 ○再生可能エネルギーの利用拡大や省エネルギー対策の推進により、エネルギーの有効利用が進むとともに、災害時等における安定的なライフラインの確保にも寄与しています。 ○あらゆる世代の環境学習の充実が図られ、区民一人ひとりがライフスタイルの一部として、環境に配慮した取組や自然との共生に向けた行動を継続的に実践しています。
---------------------------	---

		令和5年度目標	令和5年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	区内の温室効果ガス排出量(単位は千t-CO2eq)	1,409千tCO2eq	1,636千tCO2eq	848千tCO2eq
	区内の太陽光発電導入容量	2.70万kw	2.94万kw	3.80万kw
	環境に配慮した取組を行っている区民の割合	90.5%	84.3%	100%

【所管による自己評価】

施策の成果		2050年ゼロカーボンシティの実現に向け、区民、事業者、区が一体となって地球温暖化対策に取り組むため、「杉並区地球温暖化対策実行計画」を策定しました。 二酸化炭素の排出量と吸収量を相殺するカーボンオフセット事業の実施及び体験型森林環境学習の実施に向けた検討、路面太陽光発電の試験導入に取り組むとともに、引き続き再生可能エネルギー等の導入及び断熱改修等省エネルギー対策助成、家庭・事業所における電気及びガスの使用量削減を促進するすぎなみエコチャレンジ事業等を実施しました。さらに、庁有車の電気自動車への切り替え等、環境配慮行動の促進を図り、温室効果ガス排出量の削減につながる事業に取り組みました。 また、3月に、無作為に抽出した区民が参加する気候区民会議の第一回目を開催しました。令和6年8月までに全6回開催し、会議からの意見提案を区政運営に生かしていきます。 このほか、小中学生環境サミットの開催や杉並清掃事務所職員による区立小学校や地域団体を対象にした環境学習を行うなど、環境意識の醸成を図りました。また、第8次自然環境調査を実施し、自然環境への理解促進に努めました。 今後も、温暖化対策に関する区民の意識醸成と行動変容を促し、温室効果ガス排出量の削減に向け取り組んでいきます。
改善・見直しの方向（中長期）	今後の施策の方向	☒ 拡充 ☐ サービス増 ☐ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
	今後の進め方	2050年ゼロカーボンシティの実現には、より多くの区民や事業者が気候変動対策を「自分事」として捉え、区と一体となって取り組んでいくことが欠かせません。そのため、多くの区民参加が得られるよう、機運を醸成していくことが必要であり、区民の地球温暖化対策への興味関心を喚起し、行動変容を促す新たな取組である「ゼロカーボンシティ機運醸成事業」等の啓発に傾注し取り組んでまいります。 また、全6回の日程で開催し8月で終了した杉並区気候区民会議からの意見提案についても、今後、気候危機対策推進本部で事業化の可能性の検討を行い、必要に応じて議会での予算審議を受け、その結果を3月に開催を予定するシンポジウム等で広く周知し機運醸成につなげていきます。 創エネルギー事業の推進等では、多くの申請がある太陽光発電設備や電気自動車用充電設備等の導入助成について、申請状況を踏まえて助成枠の拡大を図り、取り組みます。また、省エネルギー対策の取組では、断熱改修等省エネルギー対策助成など、引き続き区民の省エネ行動を後押しする取組に着手するとともに、本庁舎等使用電力の再生可能エネルギーへの切り替えを行ってまいります。 今後、より一層、区民等の実践を後押しし、支援できるよう、各取組を進め、温室効果ガス排出量削減に努めていきます。

【外部評価】

施策内容への評価	○施策の活動指標である再エネ、断熱改修、電気自動車用充電設備設置等の助成件数については、実績が目標を大きく上回っている一方で、成果指標である温室効果ガス排出量と環境に配慮した取組を行っている区民の割合については、目標未達の状況となっています。目標未達となっている要因を精緻に分析・評価したうえで、取組の改善と拡充につなげていく必要があります。たとえば、温室効果ガス排出量の増加については、単にコロナ禍からの回復によるといったことではなく、杉並区特有の要因の有無に係る考察が求められます。 ○2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた歩みを着実に進めていくうえでは、施策を構成する事務事業を展開することによって、施策全体としてどの程度の再エネ導入と温室効果ガスの削減等の効果があるのかを定量的に把握し、その結果を分かりやすく区民とも共有していく必要があります。たとえば、カーボンオフセット事業による吸収量や路面太陽光発電の試験実施については定性的な記述にとどまっています。また、現在の太陽光発電導入量については数値が示されているものの、当該数値が杉並区内全世帯の何割分の電力に相当するのか、区内の再エネ導入の賦存量に対してどの程度を占めるものなのかなど、数値の意味するところを認識し、さらなる取組につなげられるような工夫が求められます。
今後の施策の方向 (中長期)	☒ 拡充 ☐ サービス増 ☐ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	○上述のように、当該施策の成果については、定性的な取組みの羅列にとどまらず、2050年ゼロカーボンシティの実現に向けた歩みを出来る限り定量的に示していくことが肝要です。 ○活動指標の環境学習個別学校支援校と成果指標の環境に配慮した取組を行っている区民の割合はいずれも微減傾向にあります。前者については、支援校の数を把握するだけでは実質が分からないことから、学校における環境学習の実施状況を広く把握する工夫が必要ではないでしょうか。また、後者については、環境配慮行動をしている・していないを左右する要因の把握と分析がなされないことには、改善策を見いだせません。
施策を構成する事務事業についての意見	○「区役所本庁舎等維持管理」(整理番号021)における主な取組として「生ごみの資源化に伴う可燃ごみの排出量の削減」がありますが、当該取組の対象施設には区立保育園・小学校・中学校・区民センター等も含まれるということであれば、そのことが分かるように対象(施設)の範囲を明確にするとともに、可燃ごみ排出量削減による温室効果ガス削減効果についても定量的に示す必要があります。 ○「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」(整理番号423)では、カーボンオフセット事業、路面太陽光の試験導入、エコチャレンジ事業、再エネ・省エネ助成事業等を実施したとする定性的な成果の記述にとどまらず、これらによる効果を定量的に示していくことが求められます。 ○「自然環境の保全」(整理番号431)の活動指標として広報誌「すぎなみの街と自然」発行回数が位置付けられており、毎年1回が目標値として設定されていますが、変化のない数値を目標として掲げ続けることの妥当性については疑問があります。 ○「環境活動推進センター等の事業運営」(整理番号441)の活動指標「講座・講演会等の参加者数」および「環境団体登録数」と、成果指標「区民意向調査で環境に配慮した行動をしていると回答した区民の割合」との間には距離があり、成果指標の妥当性については疑問があります。講座等に参加した人の意識や行動の変容について調査するなど、活動の成果をより直接的に把握する工夫が求められます。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	【施策内容への評価】 ○目標未達の指標について、可能な限り要因分析に努めていきます。なお、ご指摘の区内の温室効果ガス排出量は、区が独自に算定し、要因を分析することは困難なため、オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の算定数値を使用しています。 ○例示された、カーボンオフセット事業による吸収量や路面太陽光の発電量は区ホームページに掲載していますが、今後、施策を構成する事業の中で、効果算定による定量化が可能な取組についても、区民に伝わる周知方法を検討していきます。また、指標としている区内の太陽光発電導入容量は、区が独自に把握することができず、資源エネルギー庁「固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備認定・導入量」の数値を使用しており、区域の使用電力量や再エネ賦存量についても、区が把握することは困難です。そのため、ご指摘のような、太陽光発電導入容量が杉並区内全世帯の何割分の電力に相当するのか、区内の再エネ導入の賦存量に対してどの程度を占めるかなどの数値を区が示すことができませんが、参考数値として、環境省が公表している「自治体排出量カルテ」の項目にある「再エネポテンシャルに占める導入割合」を示すことなど検討していきます。 【評価表の記入方法などについての評価】 ○今後、効果算定が可能な取組について、定量的な記載に努めていきます。 ○環境学習については、各学校では、本事業による支援に関わらず様々な環境学習や体験に取り組んでおり、その中で「小中学生環境サミット」の成果について評価表に記載してきました。ご指摘を踏まえ、今後は学校支援の状況についても可能な範囲で記載を考えていきます。また、環境配慮行動をしている・していないについても、環境施策全体に係るものであることから、普及啓発活動の実施状況の分析等を考えていきます。 【施策を構成する事務事業についての意見】 ○「区役所本庁舎維持管理」(整理番号021) ご指摘のとおり、当該取組の対象施設を明確化します。また、温室効果ガス削減効果については、CO2削減量を記載します。 ○「杉並産エネルギーの創出と省エネルギーの推進」(整理番号423) 効果算定が可能な取組について、定量的な記載に努めていきます。 ○「自然環境の保全」(整理番号431) 「自然環境調査」及び「河川生物調査」を概ね5年ごとに実施していますが、毎年取組が大きく異なるため、当該事業の中で唯一毎年継続的に実施している「すぎなみの街と自然」の発行回数を活動指標としています。今後は主な取組等に調査の実施や準備の状況について記載を行っていきます。 ○「環境活動推進センター等の事業運営」(整理番号441) 環境活動推進センターにおける講座・講演会等の実施は、環境問題に取り組むNPO団体へ委託により行っています。そのため、受託事業者との連携のもと、講座等参加者の意識や行動変容についての調査など、今後、より成果が把握できる方法について研究していきます。
------	---

施策１０ 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和５年度 事業費（決算額）
４２５	安全美化条例に基づく生活環境の改善	30,049
４２６	カラス・ねずみ・蜂類の駆除相談	14,813
４２９	公害等防止	1,866
４３０	大気や河川水質などの環境実態調査	25,081
４３２	一般廃棄物処理管理事務	4,832
４３３	ごみの減量と資源化の推進	80,977
４３４	ごみ・し尿の収集・運搬	1,839,746
４３５	資源の回収	2,466,599
４３６	ごみ・資源の排出の適正管理	78,906

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標3 気候危機に立ち向かい、みどりあふれる良好な環境を将来につなぐまち

施策10 快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現

施策目標 (令和12年度の姿)	○食品ロスやワンウェイプラスチックの削減等、ごみの排出抑制に対する区民の意識が向上することで、ごみ・資源の総排出量が着実に減少しています。			
	○区民によるごみ・資源の分別徹底やプラスチックの新たな資源化等により、環境負荷を軽減する3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組が一層推進されています。			
	○ごみ出しに関するルールやマナーが守られるとともに、集積所におけるカラス対策の効果が上がることにより、まちの美観が向上しています。			
成果指標		令和5年度目標	令和5年度実績	目標値(令和12年度)
	ごみ・資源総排出量指数	95.5	89.7	85.0
	区民一人1日当たりのごみ排出量	458g	432g	410g
	可燃ごみに含まれる生ごみの量	32,700t	26,030t	29,900t

【所管による自己評価】

施策の成果		令和5年度のごみ収集量は、令和4年度より3,750t減少し90,362tとなりました。その結果、区民一人1日当たりのごみ排出量は432gとなり令和4年度より19g減少する結果となりました。資源回収量は、34,124tとなり令和4年度より1,894tの減少となりました。ごみ・資源の総排出量は減少傾向が続いており、区民・事業者・区の協働による継続した取組の成果の表れと考えます。令和5年度に実施した家庭ごみ排出状況調査の結果から、可燃ごみの中の生ごみの量は、26,030tと推計されました。食品ロス削減対策として、フードドライブに提供された食品約13,400個を区内子ども食堂等に提供したほか、「食べのこし0(ゼロ)応援店」942店舗(127店舗増)、フードシェアリングサービス「TABETE」の登録店舗81店舗(17店舗増)と取組店舗を拡充しました。また、「食べのこし0(ゼロ)応援店」のうち61店舗で食べ残しの持ち帰りを啓発する「mottECO(モッテコ)普及推進モデル事業」を実施しました。その結果、合計約8.3tの食品ロス削減につながりました。 路上喫煙対策では、マナー違反が多く発生する時間帯や地域等において重点的に指導を行いました。また、有害鳥獣等の駆除に関する休日・夜間の対応を区公式ホームページに掲載することで、迅速な対応ができるようになりました。				
改善・見直しの方向（中長期）	今後の施策の方向	☒ 拡充	☐ サービス増	☐ 現状維持	☐ 効率化	☐ 縮小・統廃合
	今後の進め方	快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現に向けて、更なるごみの減量と適正分別、資源化の推進に取り組んでいきます。 特にワンウェイプラスチックや食品ロスの削減に取り組むこととし、区民を対象に食ロス講座や私立学校法人と連携した親子クッキング教室を継続して実施するほか、事業者へは「食べ残し0(ゼロ)応援店」における食べ残しの持ち帰り(mottECO)普及推進モデル実施事業を推進するなど、区民や事業者の行動変容を促していきます。 法を踏まえプラスチックの資源化を一層推進するため、区内全域でのプラスチック使用製品廃棄物の分別回収の実施に向けて、令和7年度も3地区でのモデル実施を継続し、その結果を検証し関係者と調整していきます。 また、収集作業の効率化を図るため、収集支援システムの導入に向けた検討を進めていきます。 このほか、喫煙者・非喫煙者双方が暮らしやすい生活環境を確保するために、現在のパーティション型から完全分煙型の「公衆喫煙場所」の整備を検討していきます。公害等防止の取組などでは、機器の更新時期を迎えていることから、計画的な入れ替え等を検討します。				

【外部評価】

施策内容への評価	・施策10は、「快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現」ですが、現状の施策評価指標は「資源循環型社会の実現」に係る指標のみであり、「快適で暮らしやすい社会の実現」に係る指標が設定されていないことから、施策10全体について、客観的データに基づく評価ができません。施策を評価するにあたり、適切な指標の設定、施策の構成の見直し等、検討が必要と考えます。 ・「資源循環型社会の実現」に関しては、ごみ・資源の総排出量は減少傾向となっており、区民・事業者・区との協働による成果と評価できます。 なかでも、食品ロスの削減については、さまざまな事務事業で取り組んでおり、区民や事業者、区との協働により、着実に成果が得られています。今後は、施策として食品ロス削減に係る指標を設定し、体系的なデータに基づく評価・分析を行い、さらなる成果につなげていただきたいと思います。 ・「今後の施策の方向性」について、所管による自己評価では「拡充」とされていますが、その根拠は弱く、「サービス増」と判断せざるを得ません。「拡充」とするのであれば、区民の納得が得られるよう、丁寧な説明が必要です。
今後の施策の方向 (中長期)	☐ 拡充 ☒ サービス増 ☐ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	・事務事業のレベルに合った指標が設定されていない事業が見受けられました。レベルに合った指標を設定することが必要です。【425・430・432・433・435】 ・事業内容と課題・分析の内容が合っていない事業が散見されました。事務事業評価では、当該事務事業の内容のみについて、実績に即して評価することが必要です。【432・435】 ・今後の予算の方向性について、施策及び9事業中7事業において「拡充」とされた判断に対し、その大半で明確な根拠が示されていません。納得が得られる丁寧な説明が必要です。
施策を構成する事務 事業についての意見	【整理番号425・426・430】 路上喫煙防止パトロール、カラス・ねずみ・蜂駆除相談、環境実態調査の実施及びデータの提供等、目標の達成状況を測る指標の設定が困難な取組においては、効果・効率的に、適切に、迅速に、対応できているかを常に意識し、取り組むことが重要です。 【整理番号432】 「事業系一般廃棄物搬入量(持込ごみ量)」は、政策・施策レベルで把握すべき指標であり、当該事務事業の指標として適切とは言えません。当該事務事業では、管理事務が適切に実施されているかが評価対象です。 【整理番号434】 「今後の方向性」について、DX化・効率化の取組と予算の「拡充」が矛盾しないよう、コストの削減幅を超える物価や人件費の高騰等、拡充とする要因を明確に示すことが必要です。 【整理番号436】 ・環境学習に係る取組について、区が実施している取組と財団等の独自の取組の状況が俯瞰的に整理されていると、今後の活動に有効と考えます。 ・「なみすけのごみ出し達人」「ふれあい収集」は良い取組と考えます。区民が有効に活用できるよう、さらなる周知や区民の声の把握、区内での連携強化等、今後も改善に努めていただきたいと思います。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	【施策内容への評価】 ○これまで「資源循環型社会の実現」に重点を置いた記載となっておりますが、ご指摘のとおり「快適で暮らしやすい社会の実現」に係る指標が設定されていなかったことから、今後、指標の設定について検討、調整してまいります。 ○ごみ・資源の総排出量が減少傾向にあることや、食品ロス削減の取組が着実に成果を上げていることから、今後も更なる削減に向けて努力してまいります。なお、食品ロス削減に係る施策指標の設定等につきましては、現在も「可燃ごみに含まれる生ごみの量」がありますので、評価・分析の際は食品ロス削減に係るその他のデータとも合わせて評価・分析を行ってまいります。 ○更なる資源循環社会の実現に向けて、今後、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収を区内全域で実施するため、現在準備を進めておりますが、回収量増加を想定しており、混入物の選別等の中間処理や再商品化に係る経費が大幅に増加する見込みです。また、収集業務へのDX導入により導入経費や維持経費が増となりますが、業務の効率化により生まれた余力で高齢者等へのごみ出し支援の充実や不適正排出者への指導の強化等を行ってまいります。こうした取り組みにより資源化がさらに進み衛生環境が向上するなど、施策の成果が上がるものと考え「拡充」としました。各事務事業評価シートの「令和7年度の方針」欄では、それぞれ改善に向けて令和7年度に取り組みたい内容を記載したのですが、今後はコストとの関連を丁寧に記載するよう努めてまいります。 【評価表の記入方法などについての評価】 ○ご指摘を踏まえ、各事務事業におきまして、次年度から事務事業のレベルとして適切な指標となるよう見直しを検討してまいります。 ○【432】は管理事務のため、課題・分析の対象が限定的であり評価が難しいことから、次年度以降の評価での取り扱いについては、施策を構成する事業から外すことも含めて関係部門と対応を調整します。【435】は他の事務事業と関連する内容もありますが、誤解を招くことがないように次年度からは課題・分析の記載を工夫してまいります。 ○【施策内容への評価】でも同様のご指摘をいただきました。今後、プラスチック使用製品廃棄物の分別回収開始や収集業務へのDX導入により、資源化の増進や衛生環境の向上など施策の成果が上がるものと考え「拡充」としました。各事務事業評価シートの「令和7年度の方針」欄では、それぞれ改善に向けて令和7年度の取組内容を記載したのですが、今後はコストとの関連を丁寧に記載するよう努めてまいります。 【施策を構成する事務事業についての意見】 ○ご指摘のとおり、たばこ関連や害獣・害虫の防除、環境実態調査などは社会的な要因により、事業評価の指標のみで成果を計ることが困難な部分があります。そのため、評価とは別途に行っている苦情・要望の対応状況等の情報について、可能な範囲でシートに記載するなど、よりわかりやすい表記に努めてまいります。 ○ご指摘を踏まえて、次年度以降の行政評価での取り扱いについては、施策を構成する事業から外すことも含めて関係部門と対応を調整してまいります。 ○DX導入により業務の効率化を図り、そこで生まれた余力で排出指導の充実・強化等を行い、区民サービスを向上させる狙いがあります。一方でDX化（運行支援システムの導入）の初年度は導入経費が掛かり、その後も維持経費が発生します。また、収集に必要な車両台数の見直し等も行っていますが、中長期的には、人件費や燃料費の高騰などからコスト増となるものと考えております。次年度以降の「今後の方向性」では、ご指摘の点を踏まえて丁寧に要因を記載してまいります。 ○環境学習については、財団等の取組状況なども踏まえながら、今後の活動の充実に努めてまいります。 ○今後もより多くの方にご利用いただけるよう引き続き丁寧な周知に努めるとともに、区民ニーズを踏まえながら適切に対応してまいります。
-------------	---

施策 1 3 地域医療体制の充実

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和5年度 事業費（決算額）
2 1 4	在宅医療・生活支援センターの維持管理	5, 514
3 0 6	救命救急体制の充実	34, 688
3 0 7	急病診療事業の運営	204, 580
3 0 8	災害時医療体制の充実	19, 994
3 0 9	歯科保健医療センター事業	65, 237
3 1 9	各種衛生検査	26, 448
3 2 0	在宅医療体制の充実	13, 886
3 3 5	予防接種	3, 886, 135
3 3 6	感染症予防・発生時対策	377, 430
3 3 7	新型インフルエンザ等対策	277
3 3 9	生活衛生課分室の維持管理	16, 602
5 9 2	在宅医療・介護連携推進	6, 932

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

<施策評価>

目標4「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

施策13 地域医療体制の充実

施策目標 (令和12年度の姿)	○休日等の医療や相談の体制が充実し、区民の救急医療体制に対する安心感が増えています。 ○医療機関等関係機関の連携・協力により、災害時における緊急的な医療体制が確保されています。 ○高齢者等が住み慣れた地域で、最期まで自分らしく安心して暮らし続けられる環境が整っています。 ○感染症に対する防疫体制が強化され、区民の感染症に対する予防知識が向上しています。 ○在宅訪問診療所と地域基幹病院が連携し、障害者が身近な地域で診療が受けられる体制が確保されています。
---------------------------	--

		令和5年度目標	令和5年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	救急医療体制に安心感を持つ区民の割合	74.0%	71.3%	80.0%
	在宅医療相談調整窓口の相談件数	500件	282件	700件
	かかりつけ医療機関がある区民の割合	62.0%	63.7%	65.0%

【所管による自己評価】

施策の成果		初期救急医療体制を確保するため、小児急病診療を含む休日等夜間急病診療事業等を実施し、区民の救急医療体制に対する安心感の醸成につなげました。また、災害時に開設する緊急医療救護所が円滑に運営できるよう、医療救護訓練を3病院で実施するとともに、災害時透析医療救護体制を整備しました。 医療・介護の関係者による在宅医療地域ケア会議を15回、在宅医療に携わる看護師やケアマネジャー等を対象とした在宅医療推進多職種研修を4回開催したほか、杉並区医師会の多職種連携ICTシステムに係る運用経費を補助するなど、在宅医療と介護の連携強化に向けた取組を進めました。 小児医療から成人科へ移行する障害者医療について、在宅療養の体制整備を図るため、当事者の保護者向けに区の取組を説明したほか、区と医師会と共催で小児科医や在宅訪問診療医、訪問看護ステーション等を対象とした研修を実施しました。 感染症対策として検査用備品を購入し検査体制の拡充を進めたほか、新型インフルエンザ対策関係医療機関等連絡会を開催し医療関係機関との連携を強化しました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、高齢者施設の職員向けに予防対策用の研修動画を作成し普及啓発を行ったほか、今後の防疫体制強化のため、基本的方向性と取組を示した杉並区感染症予防計画を策定しました。
改善・見直しの方向（中長期）	今後の施策の方向	☒ 拡充 ☐ サービス増 ☐ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
	今後の進め方	初期救急医療体制については、医師の働き方改革等により、特に不足する傾向がある小児急病診療への支援を検討していきます。また、より実効性のある災害時医療体制を構築するため、緊急医療救護訓練を強化するとともに、医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制や、被災者の健康情報の共有やDMATなど外部関係者との情報共有等、新たな災害保健医療体制の構築を図り、災害発生時における医療体制の更なる充実を目指します。 在宅療養者が安心して医療を受けられるように、引き続き在宅医療相談調整窓口を運営するほか、在宅医療地域ケア会議の開催や多職種連携ICTシステムへの支援等を通じて在宅医療と介護の連携強化を図っていきます。 医療的ケア児者や重症心身障害児者が地域の医療機関に移行できるよう、在宅療養の促進を図る取組や、かかりつけ医が対応しやすい体制整備を進める必要があります。 感染症対策については、新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、今後も起こり得る新興・再興感染症に適切に対処するため、「杉並区感染症予防計画」に基づき、保健所職員の体制整備、検査の実施体制等の強化を推進するとともに、区内医療機関との更なる連携強化を図ります。

【外部評価】

施策内容への評価	●施策13(地域医療の体制の充実)は、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けている課題を含んでいると考えます。これに対応できる体制の構築に取り組んでいるものと理解できますが、今後引き続き進めていくことが必要であり、さらには、この取り組みが見えるような指標の設定、記述を行っていただければと考えます。このことは、特に活動指標(1)「救急医療の体制充実」における目標数に達してはいないが対前年度比での相談件数の増加等についていえます。 ●施策評価シートにおける活動指標について、活動指標(2)(3)(4)がともに変動がありません。指標としての適切性に課題があるものといえ、検討が必要です。 施策目標である「障害者が身近な地域で診療が受けられる体制確保」に関する指標が不在である点について検討が必要です。 ●成果指標と活動指標との関連を見えるよう改善することについて検討が必要です。例えば、成果指標「救急体制に安心感をもつ区民の割合」を現状の70%から目標である80%とするために何を行うのか、という点を活動指標となるようご検討ください。
今後の施策の方向 (中長期)	☒ 拡充 ☐ サービス増 ☐ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	●「災害時の医療体制の充実」における成果指標(1)が活動指標(2)の累積となっている等、活動と成果の対応が同じ数値に基づいている点等について、検討していただくことが必要です。この活動指標と成果指標の関連については、他の事業についてもいえる点があり、全般的に再検討していただきたい事項です。特に、両者の関連性がストーリーとして見えるものとする点については、全般的に再検討していただきたいところです。 ●また、「成果指標」の数値として表れにくいとされている取り組みについても評価表の活動指標、評価指標に位置付ける工夫をすること、さらに、成果の内容を記述欄に記載することを進める点について検討が求められます。 ●上記の「今後の進め方」に示された内容は、必ずしも現状の活動指標、評価指標になじみやすいとはいえない点があります。これは、この「地域医療の体制の充実」領域においては新たな体制を構築することが重要であり、必ずしも、活動指標、評価指標の数値を時系列で比較することで評価されることが難しい点があるためと考えられます。当面は、記述欄にその年独自の活動内容について記載することが不可欠であるといえます。例えば、「災害時医療体制充実」における透析患者の受入れ調整の仕組み構築に関する記載がありますが、このように、取り組みが評価表に明示されるよう、引き続き取り組んでいただくことが必要であるとともに、このような取り組みについて記述する際は、活動内容および成果について言及していただくことが肝要です。そのうえで、長期的には、活動指標・評価指標における数値の推移とは異なった評価枠組みの策定について検討が必要であると考えます。
施策を構成する事務 事業についての意見	●「杉並区医療安全相談窓口」の相談件数は多いことが分かりました。苦情対応は、区民の要望を当該窓口につなぐことであり、区の課題として重要であるといえます。この点について、活動指標、成果指標に位置づける点についてはご検討いただきたい事項です。 ●「歯科保健医療センター事業」において、目標とするところが「障害者地域医療体制の構築」すなわち、「歯科保健医療センターでの診療から地域における開業歯科での診療に移行すること」であることがヒアリングで明らかになりました。この点が、評価票から見えてこないのは大変残念です。この目標を明示した上で、そのために必要な取り組みを活動指標とし、成果指標についてもより取り組みの成果が見えるものとするよう、検討が必要です。 ●「在宅医療体制の充実」において、多職種連携ICTシステムについて、杉並区内における重要な取り組みであるといえます。実施主体が区ではないところですが、これらについて区として取り組むことができる内容として、広報による区民への周知があげられると考えられます。取り組みについて紹介された広報誌の内容を活用してホームページで取り上げる等、検討を進めていただきたいと思います。 ●「災害時要配慮者等の支援体制」については、社会福祉協議会等関係機関との連携によってより効果的で実効性の高いものになると考えられます。この点についてさらにご検討ください。

【外部評価に対する所管の対処方針】

	＜施策内容への評価＞ ○施策13(地域医療体制の充実)は、委員ご指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等を大きく受けている課題を含んでおり、活動指標や評価指標の設定が難しい現状がありますが、指標の設定や記述は見直してまいります。特にご指摘のあった「救命救急体制の充実」については、急病医療情報センターや小児急病体制等を構築し、その利用者件数を活動指標とすることで、救急医療体制に安心感を持つ区民の割合が上がっていく成果につながると考えておりましたが、区民への普及啓発等を含め、取り組みが見えるような指標・記述を今後検討していきます。 ○施策評価シートの活動指標(2)においては、活動指標は、参加人数などは病院の規模によって差が生じてしまうため、今後は参加率(参加人数÷対象者数)のような指標にできないか検討していくとともに、この活動指標に関連した成果指標として、訓練参加者の災害時の役割の理解度等に変えていくなど検討していきます。施策評価シートの活動指標(3)においては、在宅医療相談調整窓口の相談員の活動状況を示す指標として窓口の開設日数を設定しているところですが、今後は年度毎に変動する適切な活動指標について検討していきます。活動指標(4)「移行期医療について区民向けに啓発する回数」は、各年とも講演会を1回実施することとしており、1、2年目は医療機関向け、3年目に当事者家族向けを予定しており、回数としては伸びがありませんが、地域への啓発を図る活動を示すため指標としております。今後につきましては、普及啓発の区民等への広がりについて活動指標にもしくは成果指標として示せるものがないか、他自治体の行政評価等の例も調査するなどし、検討していきます。 「障害者が身近な地域で診療が受けられる体制確保」に関する成果指標については、医療的ケア児(者)や重症心身障害児(者)が地域で在宅医療を受けれる医療機関数を把握していることから、その数値を指標としていくことが考えられますが、今後、他自治体の施策評価も調査のうえ、区の取組を区民にしっかりと伝えることができる成果指標について検討します。 ○活動指標や成果指標の関連性がストーリーとして見えるものにしていき、数値として表しにくい体制の構築などは記述で取り組み成果がわかるよう、今後検討していきます。
対処方針	＜評価表の記入方法などについての評価＞ ○施策内容への評価の2段落目への回答と同様となりますが、整理番号308「災害時の医療体制の充実」の活動指標は、医療救護訓練の回数については見直しを行います。参加人数などは病院の規模によって差が生じてしまうため、今後は参加率(参加人数÷対象者数)のような指標にできないか検討していくとともにこの活動指標に関連した成果指標として、訓練参加者の災害時の役割の理解度等に変えていくなど検討していきます。 ○数値として表しにくい体制の構築などは、取組内容やその成果がわかるように記述欄の記載を工夫いたします。 ○今後の進め方に示された内容については、その年独自のテーマや喫緊の課題に対応する体制や取組について検討するものも含まれており、委員ご指摘のとおり活動指標、評価指標になじみにくいものがあります。今後はこうした体制や取組、成果については記述欄に分かりやすく記載していきたいと考えております。
	＜施策を構成する事務事業についての意見＞ ○「杉並区医療安全相談窓口」の取組について、区の課題として重要というご指摘をいただき、相談件数だけでなく、医療機関等へ要望を伝えた件数や相談した内容の解決状況など、活動指標や成果指標に入れること、取組成果などに記載することなど検討してまいります。 ○整理番号309「歯科保健医療センター事業」については、ご指摘のあった「障害者の歯科保健医療センターでの診療から地域の歯科診療所での診療に移行すること」は目的・目標に示している「身近にかかりつけ歯科医を持ち、気軽に相談できる環境をつくる」と同様の内容であり、成果指標の「かかりつけ歯科医を持つ区民の割合」に包含されているものです。活動指標、成果指標はこのままとさせていただきます。記述欄を工夫しこのような意図が伝わるよう見直してまいります。また、センター事業は一般の歯科診療所では受診が困難な障害者等の診療を行う機能も持っており、センターで診療していかなければならない方、身近な地域のかかりつけ歯科医にご案内する方もおります。様々な相談者の方に対し、一人ひとりに合った丁寧な相談について運営委託先と引き続き連携・協力します。 ○区ホームページ等を活用した多職種連携ICTシステムの広報に関するご意見につきましては、システムを運用する区医師会と今後検討していきます。 ○整理番号308「災害時の医療体制の充実」の「災害時要配慮者等の支援体制」は、人工透析患者や人工呼吸器使用患者など医療救護が必要な方を指しており、医療機関等との連携を主としています。今後も引き続き医療機関等関係機関と連携しながら支援体制について検討していきます。

施策２１ 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和５年度 事業費（決算額）
２６０	障害児通所給付	1,535,351
２６２	障害児利用者負担軽減	209
２６３	障害児発達相談	83,715
２６６	重症心身障害児通所事業	92,477
２７０	こども発達センター運営	76,806
２７９	医療的ケア児の相談支援体制の整備	2,048
２８６	こども発達センターの維持管理	28,885

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標6 すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

施策21 障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備

施策目標 (令和12年度の姿)	○障害児が、乳幼児期から学校を卒業(18歳まで)するまで切れ目のない支援(療育等)を身近な地域で受けられ、安心して生活をしています。 ○就学前から学齢期までのライフステージに応じて、医療的ケア児に対する支援が切れ目なく適切に行える環境が整っています。
----------------------------------	--

		令和5年度目標	令和5年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	療養が必要な未就学児の区内事業所通所率	95.0%	93.9%	100%
	保育所等への訪問支援件数	350件	472件	450件
	重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数	40人	45人	85人

【所管による自己評価】

施策の成果		児童発達相談係は、令和6年3月にウェルファーム杉並に移転し相談業務を1か所に集約したことにより、機能的に相談業務を実施することが可能となり、初回面談までの期間短縮など、乳幼児親子がより相談しやすい環境が整いました。療育支援が必要な児童を身近な地域で速やかに療育先につなげるため、児童発達支援事業所に区独自の運営助成を行い、区内の障害児等の療育枠の確保に努めました。こども発達センターでは児童発達支援事業を利用する子どもの保護者に対し、講演や体験型の講座(3講座)を開催し、発達課題の理解促進に取り組むとともに、支援者向けに摂食・嚥下の支援力向上を図る講座を開催しました。 重症心身障害児放課後等デイサービスにおいて、医療的ケア児を受け入れるための看護師を人員基準以上に配置する場合の人件費補助を区独自に行い、区内3事業所が活用しました。 学齢期の発達支援事業では、発達支援を必要とする児童のニーズに対し支援先が不足しているため、公募により新規の委託事業所を1所増やし、発達障害児支援の充実に努めました。 医療的ケア児の新たな相談支援体制として、令和5年4月から医療的ケア児等コーディネーターを配置するなど、医療的ケア児の実態把握やきめ細やかな相談、福祉サービスを利用するケースを相談支援専門員につなぐ仕組み等について、一層の充実を図りました。
改善・見直しの方向(中長期)	今後の施策の方向	☒ 拡充 ☐ サービス増 ☐ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
	今後の進め方	児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、計画的に事業所の開設を進めることで、療育支援が必要な児童が身近な地域で速やかに療育先につながるよう、区内の受け入れ枠数の拡大を図ります。重症心身障害児放課後等デイサービスについて、新入生の利用見込み等のサービス需要に対して計画的に事業所の開設を進めていき、医療的ケアが必要な重症心身障害児等が安心して過ごすことができる放課後等の居場所の確保を図ります。 中学生以降の放課後の居場所の確保について、児童青少年課、特別支援教育課など関係各課と連携を図りながら、令和8年度の事業実施に向けて準備を進めていきます。 こども発達センターでは、地域の保育園等に対して障害に対する理解の増進や困難事例に対する助言を適切に行う人材を育成するため、外部講師による事例研修を計画し、支援力向上に取り組めます。また、地域における障害児支援の質の向上を図るため、区内の児童発達支援事業所を訪問し、支援技術の向上に資する助言を行う研修を実施します。 医療的ケア児の相談支援では、併行通園の実施にあたり、障害に応じた保育園への支援や通園先の確保、相談の一層の充実が必要であり、関係部署(保健センターや保育課)と連携しながら、専門的な療育を提供する体制整備を図ります。

【外部評価】

施策内容への評価	施策は、受け入れ施設を増やす、これに伴う支援の質の確保という2点が具体的な目標であると考えます。前者については、目標数字を記載できるのであれば、記載する、後者についてはどのようにするかを記載すれば、区民に分かりやすいと思います。わかばのような相当高度な専門分野でかつ利用者数が極めて少ない状況の施設運営について、杉並区単独で今後もやっていくのか、他の区との共同運営、東京都に委ねる等再考の余地は大いにあると思います。この予算を施策の受け入れ施設増に活用することの方が、利用者の観点からは相当程度のメリットがあるように思います。
今後の施策の方向 (中長期)	☒ 拡充 ☐ サービス増 ☐ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	施策を構成するのは、1. 未就学児の療育体制の充実2. 学齢期の障害児支援の充実3. 地域における医療的ケア児の支援体制の整備であるので、これに対応する成果指標としては、1. は今のままでいいとして2. は放課後等デイサービス利用率3. は医療的ケア児の受け入れ施設数とかでは、ないでしょうか。
施策を構成する事務 事業についての意見	260障害児通所給付について、要望の満足度として支給決定者数/相談者数、支給の迅速性は必要だと思いますので、相談日から支給日までの日数を指標とするのはいかがでしょうか。給付というゴールまでつながった数を重視するなら、支給決定者数のうちサービスを利用した人数/相談者数。他は、絶対数ではなく利用率、活用率のような割合表示がいいのではないのでしょうか。そうでない場合、前年比率とか目標率。目標率の場合は、目標値の根拠が必要になるでしょう。看護師を含め専門職の充実を図っている事務事業については、その数を指標に取り上げた方がいいと思います。施設利用、サービス利用について、基本待機がないとのことでしたが、それを指標に取り上げた方がいいと思います。

【外部評価に対する所管の対処方針】

対処方針	【施策内容への評価】 施策の目標設定について、「受け入れ施設を増やす」点については、計画改定後（R6年度～R8年度）の成果指標において、未就学児の療育体制の充実を図る指標として「児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合」を、学齢期の障害児支援の充実を図る指標として「重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数」を目標数字として記載しております。 「支援の質の確保」の点については、成果指標への記載は難しいと考えておりますが、施策の成果や今後の進め方の中で、こども発達センターの地域の支援力向上の取組等、障害児支援の質の確保・向上に係る取組状況について、事務事業評価の取組成果欄において記載するなど、今後も区民に分かりやすく伝わるよう取り組んでいきます。 わかばについては、現状では重症心身障害児の通所施設の担い手として民間事業者の確保が難しい場合もあることから、身近な地域で未就学の重症心身障害児等が療育を受けられる環境を確保するセーフティーネットとして、区立施設による運営を行っているところです。今後につきましては、保育所等でのインクルージョンを推進していくための保育所入所前後の療育支援や保護者の就労等による預かりニーズへの対応など、医療的ケアが必要な重症心身障害児の療育と保育（長時間の預かり）の機能を兼ね備えた通所施設として運営していく中で、引き続き利用状況等を確認しながら今後の運営方法について研究してまいります。 【評価表の記入方法などについての評価】 計画改定後（R6年度～R8年度）の成果指標について、施策を構成する実行計画事業に対応する指標に見直しを行いました。 1. 児童発達支援事業を利用している未就学児のうち、区内の事業所に通所している割合 2. 重症心身障害児対応型放課後等デイサービス事業所利用者数 3. 医療的ケア児の通園、通学等施設数（か所） 【施策を構成する事務事業についての意見】 迅速にサービスにつなげることは、区民サービスの給付の視点では有効と考えております。ただし、公費によるサービス支給の要否と必要な支給量について適切に判断し、サービスが必要な子どもに適切にサービスを支給決定することが障害児通所給付における必要な活動と考えていること、また、相談を受けた方を全員サービスにつなげるのではなく、引き続き発達相談を行うことによる伴走型の支援もまた重要であると考え、家庭支援を行っていることから、発達相談から支給決定までの日数は指標としての位置づけは行っておりません。 今後、新規事業による事務事業評価シートの作成にあたっては、委員よりいただいた意見を踏まえながら、各事業の目的・目標を評価するための絶対数や利用率等の指標を適切に設定してまいります。
-------------	---

施策２８ 次世代への歴史・文化の継承

施策を構成する事務事業一覧

(単位：千円)

整理番号	事務事業名称	令和５年度 事業費（決算額）
５０２	文化財調査・保護	92,620
５０４	郷土博物館の運営管理	12,020

※外部評価の内容は次ページをご覧ください。

〈施策評価〉

目標8 文化を育み継承し、スポーツに親しむことのできるまち

施策28 次世代への歴史・文化の継承

施策目標 (令和12年度の姿)	○伝統的な歴史や文化が継承され、区民が地域に対する魅力に誇りを持ち、郷土愛が一層育まれています。 ○区民の愛郷心が醸成されるとともに、文化都市としてのイメージが根付き、区内外に定着しています。
----------------------------------	---

		令和5年度目標	令和5年度実績	目標値(令和12年度)
成果指標	歴史や文化などが、まちに根付いていると思う区民の割合	6.0%	4.5%	15.0%
	郷土博物館の観覧者数	31,000人	31,007人	38,000人

【所管による自己評価】

施策の成果		区民が歴史・文化に親しむ機会として、郷土博物館本館では、杉並の地域に根差した題材でありながらも区の内外にアピールできる魅力ある特別展や企画展を実施するほか、これまで非公開となっていた区指定文化財のレプリカを製作し、常設展示を実現しました。分館においても区民参加型展示を実施するだけでなく、関連するパネル展示を永福図書館で出前型展示として実施しました。また、区民、児童・生徒の学びの場となるよう、古文書講座や親子博物館教室等を実施しました。これにより、年間を通じた観覧者数は、目標値を上回る31,007人となりました。 区内所在の文化財については、表示板等の建て替えのほか、それらを活用したクイズラリーを実施し、文化財の周知及び区民が区内所在の文化財に親しむ機会の充実を図りました。 このほか、令和6年度の「荻外荘」の一般公開に向けて、関係資料の調査を陽明文庫と共同で実施しました。
改善・見直しの方向 (中長期)	今後の施策の方向	☐ 拡充 ☐ サービス増 ☒ 現状維持 ☐ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
	今後の進め方	杉並の地域に根差した歴史や文化を次世代に継承していくためには、歴史的・文化的資料の保存と活用を図りつつ、区民がこれらに親しむことができる場や機会を充実させるとともに、杉並の歴史・文化を区内外に発信し、区民の愛郷心を一層醸成していくことが重要です。 今後も、郷土博物館において区内外にアピールできる魅力ある特別展・企画展の実施や、世代を超えた区民の学びの場として古文書講座や親子博物館教室等を開催するほか、埋蔵文化財調査により出土した資料や区指定文化財等の公開など、区民が歴史・文化に親しむ機会を様々な形で提供していきます。また、令和6年12月から復原・整備を終えた荻外荘の一般公開が開始となりますが、引き続き陽明文庫と荻外荘関係資料の共同調査を進め、その成果を展示等に活かしていきます。 このほか、区が保有する歴史的・文化的資料を広く周知するため、資料のデジタルアーカイブ化の検討を進めます。

【外部評価】

施策内容への評価	文化財の保護・収蔵スペースの確保とそれらの開示・情報発信の2つが施策であると理解します。この施策は、施設増強等を図るのではなく、情報技術の活用により、効果的に実施していくことと理解します。ここに挙がっている成果指標は開示・情報発信の観点だけなので、文化財の保護・収蔵スペースの確保についての成果指標が必要と考えます。重要な資料等のアーカイブ化、貯蔵場所の整備、文化財のレプリカ作成等の進捗状況が成果指標に必要と考えます。歴史や文化などが、まちに根付いていると思う区民の割合は、成果指標としては、定性的・主観的でありすぎて理解しにくいと思います。郷土博物館の観覧者数は、30,000人程度が適正と考えるならば、このような単独の成果指標よりもYouTubeのような媒体を含めた「視聴率」を挙げる方がいいと考えます。
今後の施策の方向 (中長期)	☐ 拡充 ☐ サービス増 ☐ 現状維持 ☒ 効率化 ☐ 縮小・統廃合
評価表の記入方法 などについての評価	指標は、施策/事務事業を評価するには、視点がちょっと違うような気がします。次のコラムに記載したような視点から、指標を作成する方が、より施策の実行状況をアピールできると思います。
施策を構成する事務 事業についての意見	実際に郷土資料館本館・分館の来客者数を増やそうという積極的意図はなく、現状施設のままで区の内外に情報発信していくというのが、施策と考えるので、開示の観点からYouTube等の媒体からの視聴率を成果指標に取り上げた方がいいと思います。企画数・頻度は、視聴率を上げるためなので、敢えて取り上げる指標ではないと思います。また、文化財保護の施策の実行状況、すなわち、資料のアーカイブ化、文化財のレプリカ作成、図書館と史料館とのデータ検索の共有化等各種システム化状況をアピールする指標が必要と考えます。

【外部評価に対する所管の対応方針】

対応方針	収蔵資料を活用して杉並らしい魅力ある展示を開催するためには、文化財の保護・収蔵スペースの確保は重要です。一方、文化財の収蔵スペースとして確保できる区の施設には限界があることや、区立施設マネジメント計画を踏まえて整備する必要があることから、指標に設定することは困難な状況にあります。収蔵スペースの確保については、あらゆる方向から引き続き検討を進めます。 「資料のアーカイブ化」は、他課と調整を図り、令和7年度下半期の公開に向けた準備をしております。また、YouTube動画の視聴回数及びデジタルアーカイブ資料の閲覧件数については、令和6年度から総合計画において「文化財等を活用したオンライン動画等の視聴回数」として成果指標に設定しています。指標の目標値達成に向けて、区の歴史・文化情報発信の充実及び文化財の保護・活用を推進するため、歴史的資料のデジタルアーカイブ化を進めます。 また、区民が歴史・文化に親しむことができる機会や場の充実を図るため、郷土博物館の来館者数等を引き続き成果指標に設定し、目標値達成に向けた取組を進めます。
------	---

財団等経営評価に対する外部評価

団体名		公益財団法人 杉並区障害者雇用支援事業団		担当部課		保健福祉部障害者生活支援課			
事業目的		就労が困難な障害者の雇用の促進及び職業の安定を図るため、その障害に対応した職業能力の育成、就労機会の開拓を行うとともに、地域社会と連携して就職・職場定着に係る相談、援助を行い、就労を通じた障害者の自立と社会参加を進めることにより、ノーマライゼーションの実現に寄与する。				顧客		・就労を希望又は既に就職している障害者とその家族等 ・障害のある人を既に雇用又はこれから雇用しようとしている事業者 ・区内福祉施設及び特別支援学校	
事業内容		≪1号事業≫就労支援及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援 ≪2号事業≫事業主に対する相談助言 ≪3号事業≫関係情報の収集提供及び普及啓発 ≪4号事業≫地域における人材育成等支援体制基盤づくりに関する支援 ≪5号事業≫障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業							
区による評価 (二次評価)		○新規登録者数等の活動指標については、前年度を上回っている。一方、新規就職者数等の成果指標については低下している。令和6年度から、障害者雇用促進法の改正に伴う法定雇用率の引き上げや特定短時間労働者が障害者雇用率の算定対象となることを踏まえ、新たな「事業推進プラン(令和6年度から8年度)」の着実な実施による成果を求める。 ○障害者就労に向けては、企業側に対する支援も重要であり、令和5年度は企業への訪問や連絡等を強化した。これまでの当団体の経験や実績等を生かし、企業の障害者雇用に対する理解を促進し、障害者雇用を着実に進めることを期待する。 ○当団体は、公共的役割として、民間の就労移行支援事業所では対応できない重度障害者等への支援も実施するとともに、区内の障害者就労支援の中核機関として、区との連携はもとより、各種相談機関、各特別支援学校、ハローワークなどの関係機関と協力し、障害者が安心して就労できる環境の整備に向けて引き続き取り組む必要がある。今後も障害者及び企業双方のニーズを把握し、効果的な事業実施を望む。							
外部評価									
経営状況に 対する評価		○重度の障害者や就労に当たっての基礎的な能力がまだ備わっていない障害者の就労を支援するという、民間就労移行支援事業所では対応が難しい対象者への支援を担っているという意味において、同事業団が担う役割には大きな意義があります。 ○民間就労移行支援事業所との連携／役割分担を考えるうえで、区内における障害者雇用総数および実雇用率を把握したうえで、そのうちのどの程度を同事業団として対応しているのか／できているのかを検証する必要がありますと思われる。 ○区内にある3か所の民間就労移行支援事業所のうち2か所については、障害別や年齢別の傾向を同事業団の事業所と比較するかたちで分析されていますが、残る1か所の事業所については分析はされていないとのことでした。区内全事業所を対象とした調査・分析をするなかで、同事業団の事業所との連携／役割分担の方向性が見えてくるのではないのでしょうか。 ○併せて、障害別と年齢別のクロス分析をしてみることによって、よりきめ細やかな現状把握と今後の方向性の検討が可能になる余地があるものと思われます。							
評価 などの 記入 方法		○「就労準備性」をどのように把握・評価しているのか、障害者や企業のニーズの詳細をどのように把握し対応しているのかといった、基本的かつ重要な概念に関するより詳細な説明がなされる必要があります。							

外部評価に対する所管の対処方針

○民間就労移行支援事業所では対応が難しい、重度の障害者や就労に当たっての基礎的な能力が備わっていない障害者への支援は、同事業団が引き続き担う役割は大きいです。同事業団の第1号事業から第4号事業については、区市町村に事業が義務づけられ、区は同事業団のみに委託し、民間就労移行支援事業所では行っていない事業を幅広く実施しています。

例えば、同事業団4号事業では、地域における人材育成等支援体制基盤づくりに関する支援を実施しています。区内民間就労移行支援事業所を含めた区内の福祉施設、公共職業安定所、特別支援学校等の関係機関で構成するネットワークを構築し、支援事例に関する検討会、公共職業安定所からの求人情報の共有、企業見学会等を企画し、区内の各就労支援機関職員の支援力向上等も図っています。今後も民間就労移行支援事業所等と連携を図りながら各事業を着実に実施していきます。

○区内民間企業における障害者雇用総数は1,261人、実雇用率は2.08%でしたが、居住地別の数値ではないため、区内在住の就労者の全体像を把握できません。一方、区では一般就労へのニーズを把握するため、毎年区内在住の各特別支援学校卒業予定者の進路先の確認を行っており、卒業予定者全員、希望する進路先が決められている状況です。また民間就労移行支援事業所や就労継続支援事業所等からの一般就労への希望者数の把握を行い、実際に就労した人数、障害種別等の確認をしております。今後も、様々な観点から障害者における一般就労へのニーズ等の把握を行います。

○区内にある民間就労移行支援事業所のうち、調査を実施していない1か所については調査への協力を依頼します。

○障害別・年齢別のクロス集計については、年度末の利用登録者と当該年度の新規就職者のクロス集計は把握していますが、職場定着支援の利用者の障害別・年齢別クロス集計は把握できていません。今後、職場定着支援利用者のクロス集計を行うとともに、どのような傾向や特徴があるかなどの分析については、研究していきたいと考えています。

○「就労準備性」を測る項目（健康管理・体調管理、生活リズム・日常生活、対人関係、基本的労働習慣、作業遂行力等の職業適性など）について、利用者自身による自己チェックと、面談や個別支援計画の作成を通じた支援職員による評価を行うことにより、個々の利用者の状況を把握しています。

○利用者の就労希望についても、面談や個別支援計画の作成を通じてその詳細を把握するとともに、企業については、公共職業安定所からの求人情報や企業・事業所から寄せられる個別相談などにより、障害者雇用のニーズの把握に努めています。

○事業分析（現状の分析・評価）欄に、これらの詳細な説明を記載することは困難であります。できるかぎり理解しやすい記載に努めます。

第3章 まとめ

1 令和6年度評価を終えて

(1) 令和6年度の外部評価について

当委員会では、平成14年度から、杉並区及び団体による自己評価表（施策評価表、事務事業評価表、財団等経営評価表）に基づいた外部評価を実施しています。外部評価に当たり、昨年度に引き続き、所管課との質疑・意見交換の実施に加え、施策に関連する施設等の現地視察を実施するなど、委員が施策や事業の内容への理解を深めた上で、委員の専門的知見による意見や提案を直接所管課に伝えることができ、充実した委員会活動となったと考えます。

さて、杉並区は、行政評価の目的を「施策・事務事業の不断の見直し・改善を図るとともに、最適な財源配分へつなげることによって、政策効果を持続的に高める。」としています。この目的実現には、施策を構成する取組の進捗状況を指標に照らして評価・分析し、成果や課題を明らかにしたうえで、その結果を翌年度以降の取組に反映してさらなる改善につなげていくことが必要です。

しかしながら、区による自己評価では、取組を評価・分析するための適切な指標が設定されていない場合や、評価の前提となる情報や根拠が評価表に十分に記載されていない場合が見受けられました。区が掲げる行政評価の目的を達成するためには、区の職員一人ひとりが評価の意義・目的を理解したうえで、施策の目標達成につなげるべく、適切な指標を設定し、事務事業の不断の見直し・改善を図っていくことが重要です。そして、評価表の作成に当たっては、区民にとって分かりやすい内容や表現となっているかを意識して記載方法を工夫していくことが求められます。

こうした観点のもと、当委員会は、杉並区及び団体が実施した自己評価表の分析を行い、目標未達の要因分析や今後の取組に至るまで、幅広く指摘し、助言を行いました。

今後は、所管課において当委員会の指摘等を踏まえて、必要な対応を進めていただくことに加え、今回の外部評価の結果を全庁で広く共有していただき、取組改善に向けて活用していただくことを願います。

以下は、当委員会が各所管課に対して指摘した主な内容です。

○成果指標等が目標未達の状況となっている場合には、その要因を精緻に分析・評価したうえで、取組の改善と拡充につなげていく必要がある。また、施策の成果については、定性的な取組みの羅列にとどまらず、出来る限り定量的に示していくことが肝要である。

※11 ページ（質の高い環境を将来につなぐ気候変動対策の推進）を参照

○一部の施策目標について、成果や取組状況を評価するための指標が設定されていないことから、客観的データに基づく評価ができない。施策を評価するにあたり、適切な指標の設定、施策の構成の見直し等、検討が必要である。

※15 ページ (快適で暮らしやすい資源循環型社会の実現)、23 ページ (障害児支援の充実と医療的ケア児の支援体制の整備)、27 ページ (次世代への歴史・文化の継承) を参照

○指標や目標数値の設定になじまない施策・事務事業等については、その内容に応じて、評価方法を柔軟に変えた方が良い。

※8 ページ (人々の暮らしを支える都市基盤の整備)、19 ページ (地域医療体制の充実) を参照

(2) 行政評価制度について

平成11年度の事務事業評価の導入以降、行政評価は杉並区のマネジメントサイクルの一環として定着し、他の自治体からも先進的な制度として注目されてきました。また、評価制度の改善にも努め、平成27年度からは行政評価システムを導入するなど評価作業の効率化を図り、事業の見直しや職員の意識改革などに大きな成果を上げてきました。しかし、行政評価制度に関しては、杉並区に限らず「評価疲れ」や「評価制度の形骸化」により行政評価を実施することが目的化している傾向が指摘されています。こうした状況を踏まえ、区では、令和4年度に評価の目的を明確にしたほか、2段階評価や成果指標の分類を導入する等、評価制度を見直し、令和5年度から新たな評価制度のもとで評価を実施しています。また、令和6年度は、新たな評価制度の仕組みに合致するように、行政評価システムを再構築しています。

一方で、依然として、証拠・根拠に基づく分析が十分でない施策・事務事業があるほか、区民を意識した分かりやすい評価結果を示し得ていない事例があります。また、施策やそれを構成する事務事業をスクラップ&ビルドする仕組みを十分に機能させることや、行政評価を通じた成果の明確化等、行政評価をめぐる課題は残されています。

こうした課題の解決に向けて、評価制度の引き続きの見直しが望まれます。一部の施策・事業によっては、指標や目標数値の設定になじまないものもあることから、各事業等の性質に応じた評価制度の柔軟な運用を可能とする見直しも必要です。同時に、評価の実効性をさらに高めていくためには、制度の見直しのみならず、職員一人ひとりが行政評価の目的を十分に理解するとともに、評価にあたっては、職員間の議論を通じて評価し、改善策を検討することにより、職員の政策形成能力の向上につなげていくことが重要です。

令和7年度は、総合計画2年目に当たる年となります。基本構想に掲げる区の将来像「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、当委員会の指摘等も参考にしつつ、施策・事務事業の見直し・改善に取り組んでいただき、行政評価の結果が、これまで以上に、効率的・効果的な区政運営につながることを期待します。

2 各委員の主な意見

各委員から出された令和6年度行政評価への主な意見は、以下のとおりです。

(1) 施策評価（施策を構成する事務事業評価を含む）・ 財団等経営評価に対する外部評価について

- ・活動指標や成果指標に係る目標の達成状況については、杉並区特有の事情や状況変化の有無も踏まえた要因分析と考察を行うことにより、さらなる取組みの改善と拡充につなげていくことが求められます。
・その際、施策目標に照らして、施策を構成する事務事業の展開によって施策全体がどの程度の進捗を見せているのかを評価するにあたっては、定性的もしくは感覚的な記述にとどまらず、可能な限り定量的に把握して、その結果とその意味するところを区民と共有していくことが必要です。
・定性的な取組みを羅列するだけではなく、政策ならびに施策の目標や使命の達成に向けた歩みについて、出来る限り定量的に、分かりやすく示していくことが肝要です。
- 相当難しいことを提言しますが、外部評価に際して、どの委員がやっても同じような評価ができるような視点ができるだけ具体的にあり、担当部署、委員共に評価がし易いと思います。視点の柱として、公共性、成長性、効率性。
- 評価対象施策について、事前質問と同時くらいにまずは、施策の内容を十分に理解するため、担当部署と委員との会議の場をもう1ステップ入れた方が、良いと思います。
- 概ね、目標に沿った進捗が認められます。ただし、目標そのものの妥当性については、外部者の視点で見ると、一部の事業等においては再吟味する必要があると思われます。
- 今年度外部評価の対象とされている施策において、指標の設定に偏りがあり、施策全体を評価できない施策がありました。また、現状の指標には、適切性・妥当性に欠けるものも見受けられました。これは、施策と施策を構成する事務事業が体系的に整理されていないことによるものであり、ロジック・モデルの活用等により施策・事業の体系を整理し、指標の設定・評価・分析の精度を上げることが必要です。
施策・事務事業の体系化による指標の見直しについては、外部評価において、これまでも継続して指摘されており、実効性のある対応が求められます。
- 「今後の施策（事務事業）の方向性」について、自己評価で「拡充」とする施策・事務事業が多数ありました。
財源は限られており、予算を拡充とするには他の予算を削減する必要があります。拡充とする施策・事務事業においては、その根拠について、納得が得られるよう明確に示すことが必要です。
- 年を追うごとに、提出いただく資料が具体的詳細になってきているのは、大変ありがたいです。一方、質疑応答によって新たに判明することも多くあります。これは、外部評価の一つの効果ともいえます。さらに、ここで明らかになったことについては、区民にとっても理解しにくいことではないかと考えます。外部評価を契機に、区のホームページ等で説明・公開することについて、検討していただければと思います。同時に可能な限り、あらかじめ評価票に記載することを望みます。
- 毎回の質疑応答で話題になりましたが、現行の評価票の肝であるといえる指標が、的確に事業内容・部署での取り組み内容およびその効果を表していない点は課題であるといえます。さらに検討されることを期待いたします。

(2) 杉並区の行政評価制度について

- 杉並区では、令和5年度に、行政評価の目的を明確化するとともに、全体最適の推進やEBPM（根拠に基づく政策形成）などを可能とする行政評価とすべく、新たな制度を再スタートさせました。ただ、残念ながら、今のところ、従来の行政評価制度からの大きな変化は感じられません。特にEBPMを意識した行政評価という観点からは、明確なもしくは説得力のある根拠を示し得ているか、読み手（区民）を意識した客観的で分かりやすい評価結果が示されているか、評価を踏まえていかなる改善や次なる展開につなげようとしているかが明確であるかといった点において、まだまだ改善の余地がありそうです。今後の展開に期待をしています。
- 評価というと問題点指摘のように捉えがちですが、施策は良いものが多々あり、これらをもっとアピールできるように成果指標を工夫するとともにこれに対しての簡潔明瞭な記述をするようにして、杉並区の良さを内外に知らせてください。
- 成果指標は、多いと何が良くて悪いのか判然としなくなるので、現状のように端的な指標を作成することで、いいと思います。
- 杉並区の行政評価制度は、あらかじめ目標を表す数値指標および目標となる具体の数値を設定し、そしてその達成度を基準に効果を検討する仕組みになっています。このようなスタイルはもちろん日本の評価制度の主流ではありますが。他方、一部の政策・施策・事業によっては、指標や目標数値の設定になじまないものがあります。今後においては、それらを見極め、各政策、事業等の適応性に応じて、評価システムを運用することが良いと思われます。単なる形式的なシステム運用では、事業部門の職員心理にネガティブな影響を及ぼす恐れも考えられます。
- 杉並区の行政評価の目的は、「施策・事務事業の不断の見直し・改善を図るとともに、最適な財源配分へつなげることによって、政策効果を持続的に高める」こととされています。税収の大幅な増加が見込めない中、限られた財源の最適配分を実現するには、政策を構成する施策、施策を構成する事務事業のスクラップ&ビルドが可能となる仕組みが必要ですが、現行の杉並区の行政評価は、施策及び施策を構成する事務事業の貢献度合いが評価されていないため、財源の最適配分に資する仕組みとはいえません。最適な財源配分に対応するためには、スクラップ&ビルドの仕組み、評価の質の向上は必須であり、仕組みの検討、職員への研修等対応が求められます。
- 評価対象の事務事業について、現状では、管理事務等、事務事業評価になじまない案件も施策を構成する事務事業として評価対象となっており、評価対象とする妥当性についてチェックが必要と考えます。また、「今後の施策の方向性」等、評価シートの各項目について、定義を明確にした上で、全庁で共有することが必要です。
- 施策の推進における行政の役割は、求められた課題について量的な拡大を目指すのみではなく、新たな取り組みそして多様な取り組みを行うことがあるといえます。前者については、現行の活動指標と成果指標による評価表が有効ですが、後者に対しては、これらの指標に反映させることが難しく、自由記載欄に記載することが求められているところであると考えます。このような点を踏まえて、活動指標・成果指標への反映が困難な多様な取り組みに関して、自由記載欄への記載の標準化（最低限記載する内容）を進めていただければと考えます。

(3) 入札及び契約に関する外部評価について

- 前年度の不調案件処理経過において、「次年度発注」や「今後の発注は未定」との記載がある案件については、次年度に入って以降の状況が確認できるような記載の工夫をしていただきたいと思います。
- 今年度の審議では、関連する複数の工事案件をひとつの審議案件としてまとめて審議する方法を採用しました。このことにより、類似案件の傾向や全体的な落札状況等を把握することが可能になると思われます。今後もこのやり方を必要に応じて採用していくことが望まれます。
- 従来は異なる業務として別個に発注していた戸籍証明書と住民票の写し等それぞれの発行業務を、令和5年度からは一つの業務として一般競争入札に付したとのことでした。一般論でいえば、規模のメリットによる業務の効率化やそれにとまなう経費削減が見込めると思いますが、実際にそうした効果を期待して一本化したのか、期待どおりの効果の出現がみられるのかといった検証が必要でしょう。そして、検証から得られた知見を、当該業務にとどまらず、他の業務委託においても活かしていただくとすることが重要であると考えます。
- 大規模案件については、RFPのために事前見積もりをどこに依頼するかが、最も重要であると思います。後の3社見積もりは、実務的には、形式的になる可能性があるのは否めないことと思います。これを厳しく実行するとなれば、RFP自体を区の職員が作成するしかなく、これは全く現実的ではありません。実際、区の想定した常識の範囲内で入札されていると考えます。こうした見積もりをとる手続きを監視することに重点を置くより、「性善説」に立って受託業者の体制（長期の場合、従事者のローテーション、教育研修等）業者と区とのWIN, WINの関係等を議論した方が、外部評価としては建設的であると思います。
- 従前からの意見にあるように膨大な入札案件をサンプル評価するだけでなく、データ分析の手法も取り入れ異常値のある入札を摘出し、これら进行评估するということは、有意義だと考えます。
- システムに則って事務処理がなされていると思われます。他方、今後、一層の一社応札数等の削減を目指してゆくのなら、参考見積書の入手のあり方等も含め、システムそのもののチューンナップが必要と思われます。
- 入札及び契約に関して、効率性の観点と併せて、質の確保も担保されることは極めて重要です。総合評価方式や格付けの活用等、質の確保に係る取り組みについてもさらに検討していく必要があるのではないのでしょうか。
また、競争性・公平性の確保についても、参考見積の活用方法や精度を上げる工夫を検討していく必要があると考えます。
- 格付及び参考見積の情報、辞退/不参加の理由、継続案件に係るこれまでのデータ等について、可能な範囲で事前に提供されることが、円滑な審議に有効と考えます。
- 入札・契約に関する会議においては、質問される事項が定まってくるように思います。これらについては、項目化し事前に情報として提示するなど、工夫することで議論がさらに深まることが期待できます。来年度に向けて、この点について検討が必要であると考えます。

外部評価委員会 委員名簿

氏 名	所 属
◎奥 ^{おく} 真 ^ま 美 ^み	東京都立大学都市環境学部都市政策科学科教授 総務省「官民競争入札等監理委員会」委員
○田 ^た 渕 ^{ぶち} 雪 ^{ゆき} 子 ^こ	行政経営コンサルタント 総務省 行政評価局アドバイザー 総務省の政策評価に関する有識者会議委員
さ 佐 ^さ 藤 ^{とう} 昭 ^{あき} 彦 ^{ひこ}	日本公認会計士協会東京会杉並会会長
たか 高 ^{たか} やま 山 ^{やま} え 恵 ^え り 子 ^{りこ}	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
にし 西 ^{にし} で 出 ^で じゅん 順 ^{じゅん} ろう 郎 ^{ろう}	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

◎は会長、○は会長職務代理

令和6年度外部評価委員会の開催実績

回	日 程	内 容
第1回	令和6年 7月29日	(1) 令和6年度外部評価の進め方及び施策等の選定 (2) 現地視察の実施について
第2回	令和6年10月24日	所管課ヒアリング（施策13・21・財団等）
第3回	令和6年10月29日	(1) 現地視察 ・ 杉並清掃工場（施策10） ・ こども発達センター（施策21） (2) 所管課ヒアリング（施策28）
第4回	令和6年11月 7日	所管課ヒアリング（施策5・9・10）
第5回	令和6年12月19日	令和5年度入札及び契約に関する外部評価
第6回	令和7年 2月 4日	(1) 令和6年度行政評価に対する外部評価 (2) 令和6年度外部評価のまとめ



▲ 所管課ヒアリングの様子



▲ 現地視察の様子（杉並清掃工場）



▲ 所管課ヒアリングの様子



▲ 現地視察の様子（こども発達センター）

杉並区外部評価委員会条例

平成26年3月18日

条例第3号

(設置)

第1条 杉並区（以下「区」という。）における行政評価制度を公正かつ中立な立場から充実させ、その客観性を高めるとともに、区が発注した工事等の入札その他の契約に関し、手続の公正性及び透明性の確保を図るため、区長の附属機関として、杉並区外部評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、区長の諮問に応じ、答申する。

- (1) 区における行政評価に関する事項
- (2) 入札その他の契約に係る手続に関する事項
- (3) 入札その他の契約に係る手続に関し、当該契約に利害関係を有する者からの苦情の申立てに関する事項

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者その他区長が適当と認める者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、会長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(委員以外の者の出席等)

第6条 委員会は、調査審議のため必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から必要な資料の提出を求めることができる。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身に関する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事項については、議事に加わることができない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

みどり豊かな 住まいのみやこ

令和 6 年度
『杉並区外部評価委員会』 報告書

登録印刷物番号

06-0116

令和 7 年 3 月発行



杉並区役所

政策経営部企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

TEL 03-3312-2111（代表）

FAX 03-3312-9912

☆杉並区のホームページでご覧になれます

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>